

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①位置及び地理的特性

令和6年1月1日、浜松市の行政区再編により、浜北区と三方原地区（初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町）以外の北区が合併し浜名区が誕生した。東に天竜川が流れ、西に浜名湖・奥浜名湖、南に三方原台地を臨み、最北端の鳶ノ巣山を源とする都田川水系に中山間地域が広がるなど、豊かな自然に囲まれている。

浜松市浜名区は東海道という国土軸上にあり、首都圏と名古屋圏の二大経済圏のほぼ中間の静岡県西部地域に位置し、西は湖西市、愛知県の豊橋市、新城市と接している。人口：151,027人、面積：345.85km²、人口は市全体の約19.7%、面積では約22%を占めている。

奥浜名湖商工会はその中の旧引佐郡【引佐町・三ヶ日町・細江町（面積121.18km²）】が管轄である。

本計画の対象地域である浜松市浜名区北部（旧引佐町・細江町・三ヶ日町、以下「奥浜名湖地区」という。）は、浜名湖沿岸部と中山間地域が一体となった地理的特性を有している。

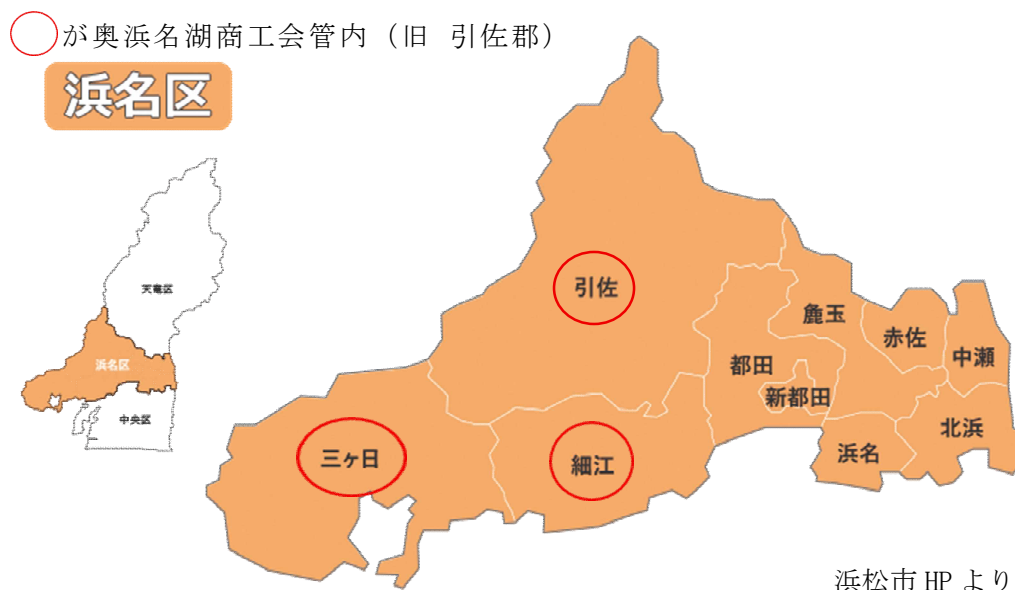
細江・三ヶ日地区は浜名湖に面し、宿泊業・飲食業等の観光関連産業が集積する一方、引佐地区は山間部を中心に農業及び小規模製造業が立地している。

このような地域構造から、本地区は以下の複合的災害リスクを有する。

- ・浜名湖沿岸部における津波・高潮リスク
- ・河川流域における洪水リスク
- ・中山間地域における土砂災害リスク

これらは単独ではなく同時・連鎖的に発生する可能性が高く、地域経済へ広範囲な影響を及ぼす特性を有する。

図表 1：浜松市浜名区 令和6年1月からの行政区再編に対応した地区別町名一覧。



②想定される災害と地域への影響

ア. 地震（南海トラフ巨大地震）

静岡県被害想定において、当該地域では震度 6 弱～7 程度の揺れが想定されている。

【想定される被害】

・建物の倒壊及び設備損壊

当地域には老朽化した木造住宅や店舗、工場が多く存在するほか、柑橘農業に用いるハウス・倉庫等の農業用施設も広く分布している。震度 6 弱～7 の揺れにより、これらの建物や設備が倒壊・損壊し、生産設備や商品在庫、機械類が使用不能となる被害が想定される。さらには建物の耐震化が十分に進んでいない事業所も多く、被害が拡大する懸念がある。

・観光施設、商業施設の機能停止

宿泊施設や飲食店等は当地域の主要な経済基盤であるが、地震発生時には建物被害に加え、電気・水道・ガス等のライフライン停止により、営業継続が困難になることが想定される。エレベーターや温泉引湯設備、厨房設備等の機能停止により、復旧までに長期間を要する施設も出るおそれがあり、観光地としてのブランドイメージや誘客力にも影響が及ぶ可能性がある。

・火災延焼による面的被害

木造住宅や店舗が密集する温泉街や旧市街地、商店街においては、地震発生時の同時多発火災や延焼拡大により、面的な被害が生じるおそれがある。狭隘な道路が多い地域では消防車両の進入や消火活動が困難となる可能性も高く、一つの火災が周辺の複数の事業所や住宅に延焼することで、地域全体の経済活動に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

【商工業者への影響】

・宿泊キャンセルの集中による売上の急減

観光関連事業者にとって、宿泊予約は経営の根幹をなす収益源である。地震発生直後は、被害の有無にかかわらず「被災地」との風評やライフライン不安により、宿泊・宴会予約のキャンセルが短期間に集中することが想定される。これにより観光施設のみならず、土産物店、飲食店、送迎交通事業者等、関連する幅広い業種の売上が同時に急減する連鎖的な影響が懸念される。

・製造業の操業停止

輸送用機器関連産業や食品加工業等の製造事業者は、生産設備の損壊や停電・断水等のライフライン停止により、操業停止に追い込まれることが想定され、取引先への供給遅延によるサプライチェーンへの波及も懸念される。

・商圈機能の一時的喪失

地震により道路の損壊や橋梁の被災、信号機の停止等が生じた場合、地域内外の交通・物流機能が麻痺し、原材料や商品の搬入・搬出が困難となる。また、周辺住民の避難や生活再建が優先される中で、地域住民の消費活動そのものが一時的に停滞し、小売店や飲食店等の来客数が大幅に減少するなど、商圈としての機能が一時的に失われることが想定される。

イ. 津波・高潮（浜名湖沿岸部）

浜名湖は外海と接続しているため、地震発生時には津波の影響を受ける可能性がある。また、台風時には高潮・高波の発生が想定される。

【想定される被害】

- ・沿岸部における浸水被害

浜名湖は今切口を通じて外海と接続しているため、地震に伴う津波や台風時の高潮により、湖岸の低地部で浸水被害が発生するおそれがある。

- ・観光施設、飲食店の設備損壊

湖岸沿いに立地する宿泊施設、飲食店、遊覧船乗り場等は津波・高潮の影響を直接受けやすく、浸水による電気設備の故障や什器・備品の流失など、営業に直結する設備損壊が想定される。

【商工業者への影響】

- ・施設の物理的損壊に加え、人的被害発生による経営責任の増大

宿泊客や来店客が施設内にいる状態で被災した場合、避難誘導の遅れ等により人的被害が生じるおそれがあり、事業者は施設復旧費用に加え、安全配慮義務違反等をめぐる経営責任やその後の対応コストを負うリスクが高まる。

- ・SNS 等を通じた風評被害による長期的な集客減少

被災状況が SNS 等で拡散される中、実際の被害の有無にかかわらず「危険な観光地」との印象が広がり、管内の集客が長期にわたり減少する懸念がある。

ウ. 洪水（都田川・井伊谷川流域）

近年の集中豪雨の頻発により、都田川・井伊谷川流域の低地部では堤防決壊や内水氾濫による浸水被害が想定され、周辺の工場、商店、農地等が広範囲に被災するおそれがある。

【想定される被害】

- ・低地部における浸水

近年の集中豪雨の頻発により、都田川・井伊谷川流域の低地部では堤防決壊や内水氾濫による浸水被害が想定され、周辺の工場、商店、農地等が広範囲に被災するおそれがある。

- ・在庫、設備の損壊

浸水により製造業の生産設備や原材料、農産物・加工品等の在庫、店舗什器等が水没し、使用不能となる被害が想定される。特に地下や 1 階に設備・倉庫を有する事業者は被害が大きくなりやすい。

【商工業者への影響】

- ・営業停止による収益機会の喪失

浸水被害からの復旧作業や設備の再調達に時間を要し、その間の営業停止により売上機会を喪失するほか、取引先への納品遅延等により信用面での影響が生じるおそれがある。

- ・復旧費用増大による資金繰りの悪化

設備・在庫の再調達や施設の修繕に多額の費用を要する一方、営業停止による収入減少が同時に発生するため、特に小規模事業者において資金繰りが急速に悪化するリスクがある。

エ. 土砂災害（引佐地区山間部）

急峻な地形を背景に土砂災害警戒区域が広範囲に存在する。

【想定される被害】

- ・道路寸断（国道 257 号等）

急峻な地形を背景に、引佐地区山間部の土砂災害警戒区域では豪雨時に土石流やがけ崩れが発生しやすく、国道 257 号等の主要道路が寸断され、地域内外の交通が遮断されるおそれがある。

- ・集落及び観光地の孤立

道路寸断により、山間部の集落や奥山高原等の観光地が周辺地域から孤立し、住民の生活物資調達や観光客の移動、緊急車両の進入が困難となる事態が想定される。

【商工業者への影響】

- ・物流及び人流の停止

道路寸断により原材料や商品の搬入・搬出、従業員の通勤が困難となり、山間部に立地する事業者を中心に事業活動そのものが停止に追い込まれるおそれがある。

- ・観光客の流入停止

地域全体が一時的に経済活動不能となる「経済的孤立状態」が発生する可能性がある。また、アクセス道路の寸断により観光客の来訪が物理的に不可能となり、山間部の宿泊施設や飲食店、体験型観光施設等において売上が完全に途絶する期間が生じることが想定される。

オ. 感染症

感染症の流行は、観光業依存度の高い本地区において重大なリスクである。

【影響】

- ・来訪者の減少

観光業依存度の高い当地域では、感染症の全国的な流行により旅行・外出自粛の動きが広がると、宿泊予約や日帰り来訪者が大幅に減少し、地域経済全体への影響が長期化するおそれがある。

- ・営業制限による売上減少

感染症の拡大局面においては、営業時間短縮や人数制限等の要請対象となる宿泊業・飲食業を中心に、営業自体が制限され、売上の大幅な減少と固定費負担の継続という二重の経営圧迫が生じる。

カ. サイバー攻撃

デジタル化の進展に伴い、小規模事業者においてもサイバーリスクが増加している。

【影響】

- ・顧客情報の漏洩

予約管理システムや会員情報等を扱う宿泊・小売事業者を中心に、不正アクセスやランサムウェア等の被害により顧客の個人情報漏洩した場合、信用失墜と損害賠償等の法的リスクが生じるおそれがある。

- ・予約システムの停止

情報システムに依存した小規模事業者が増加する中、サイバー攻撃によりオンライン予約システムやPOS レジ等が停止すると、通常の営業運営や顧客対応そのものが困難となる事態が想定される。

- ・事業継続の中断

システム復旧やデータ復元に時間と費用を要する間、受発注や決済業務が滞り、事業活動全体が中断するおそれがあり、特に IT 専門人材を確保しにくい小規模事業者ほど影響が長期化しやすい。

③ライフライン停止の影響

大規模災害発生時には、ライフラインの停止が事業継続に深刻な影響を及ぼす。

【主な影響】

- ・電力停止：冷蔵・冷凍商品の廃棄、決済機能停止
- ・上水道停止：飲食・宿泊業の営業停止
- ・通信障害：受注機会の喪失

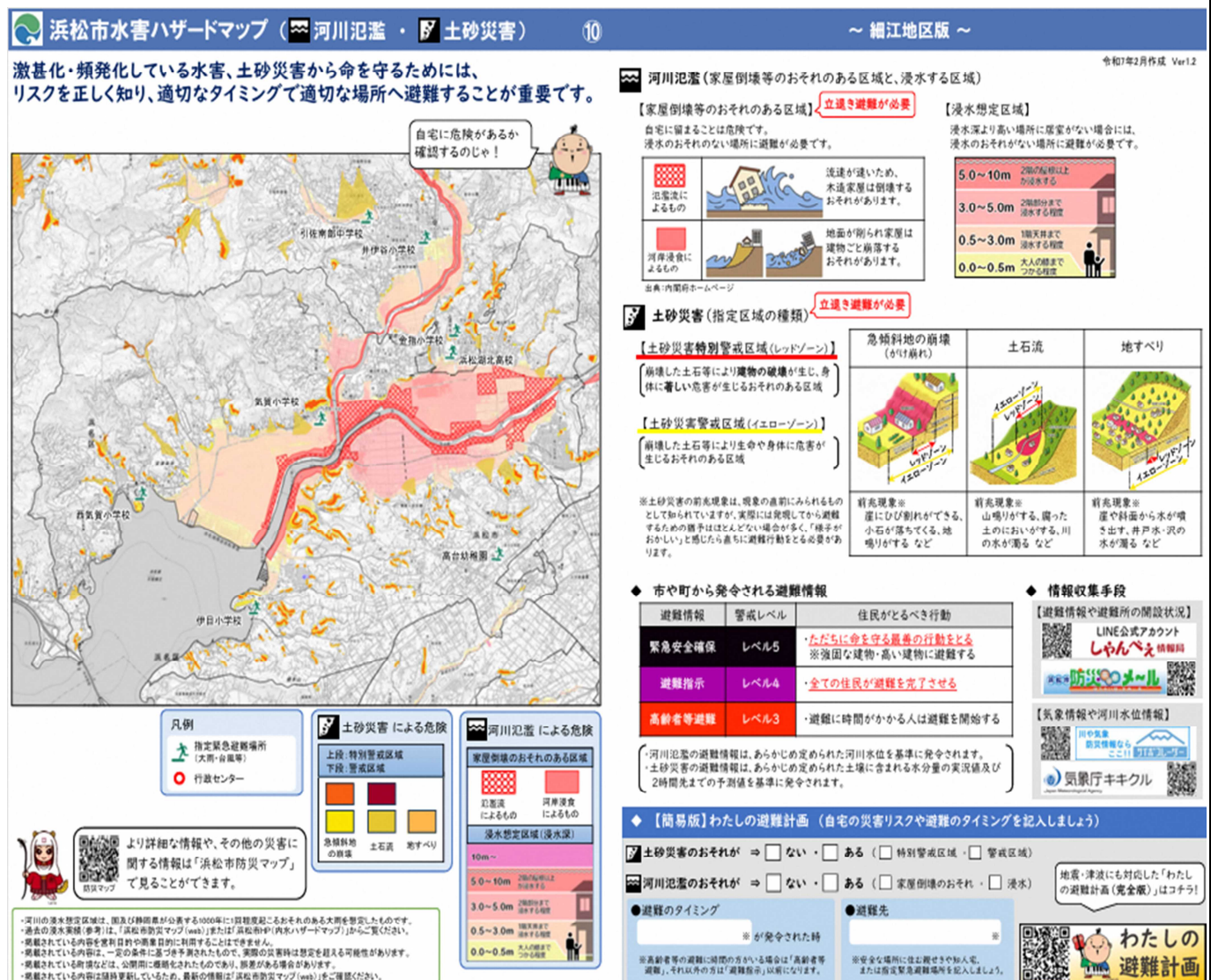
※建物が無事であっても営業継続が困難となる点が大きな課題である。

④産業構造とサプライチェーンへの影響

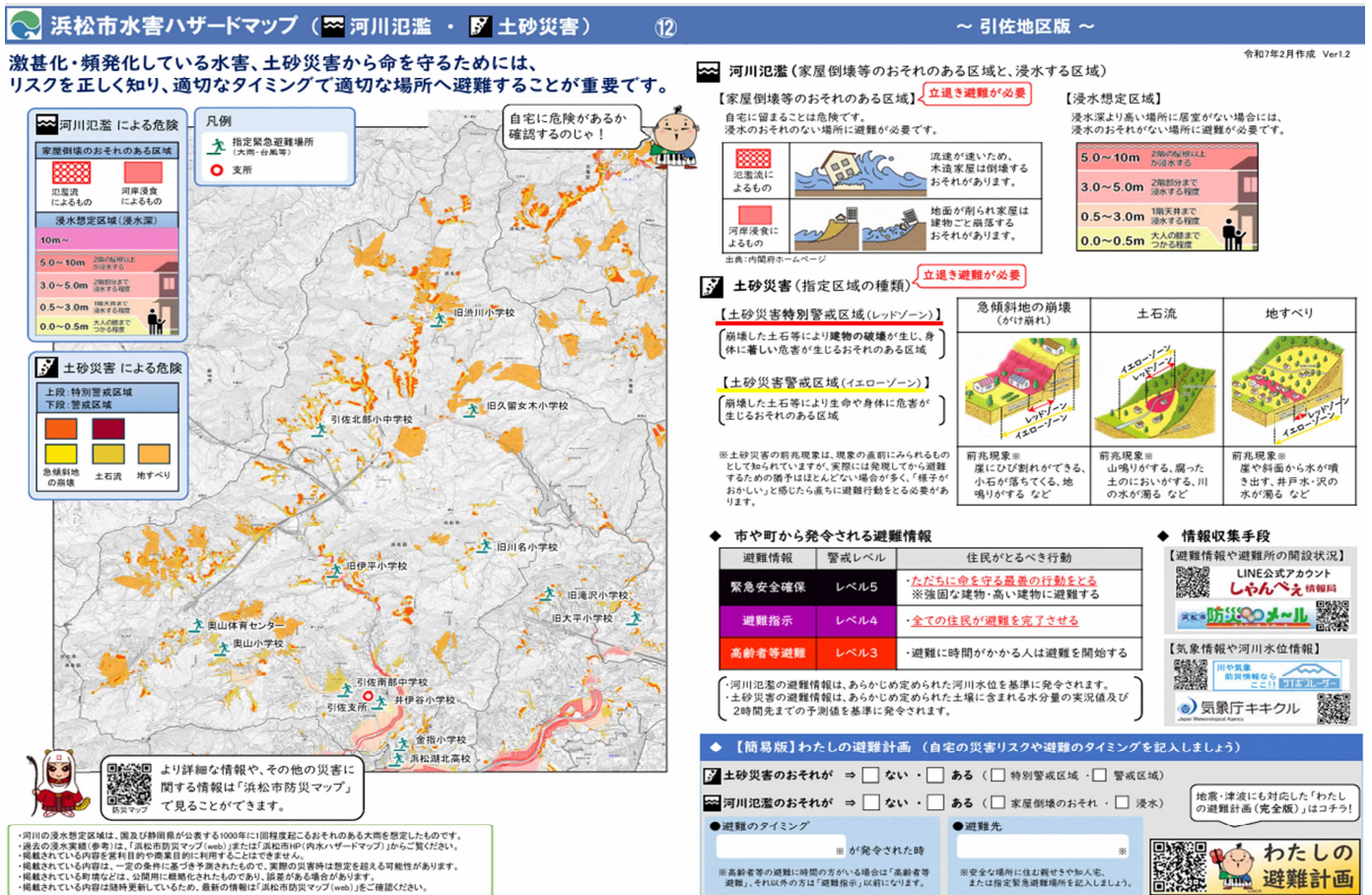
本地区は、観光業・農業（みかん等）・製造業が相互に関連する地域経済構造を有する。

そのため、一部事業者の被災が地域全体へ波及し、経済活動が連鎖的に停滞するリスクがある。

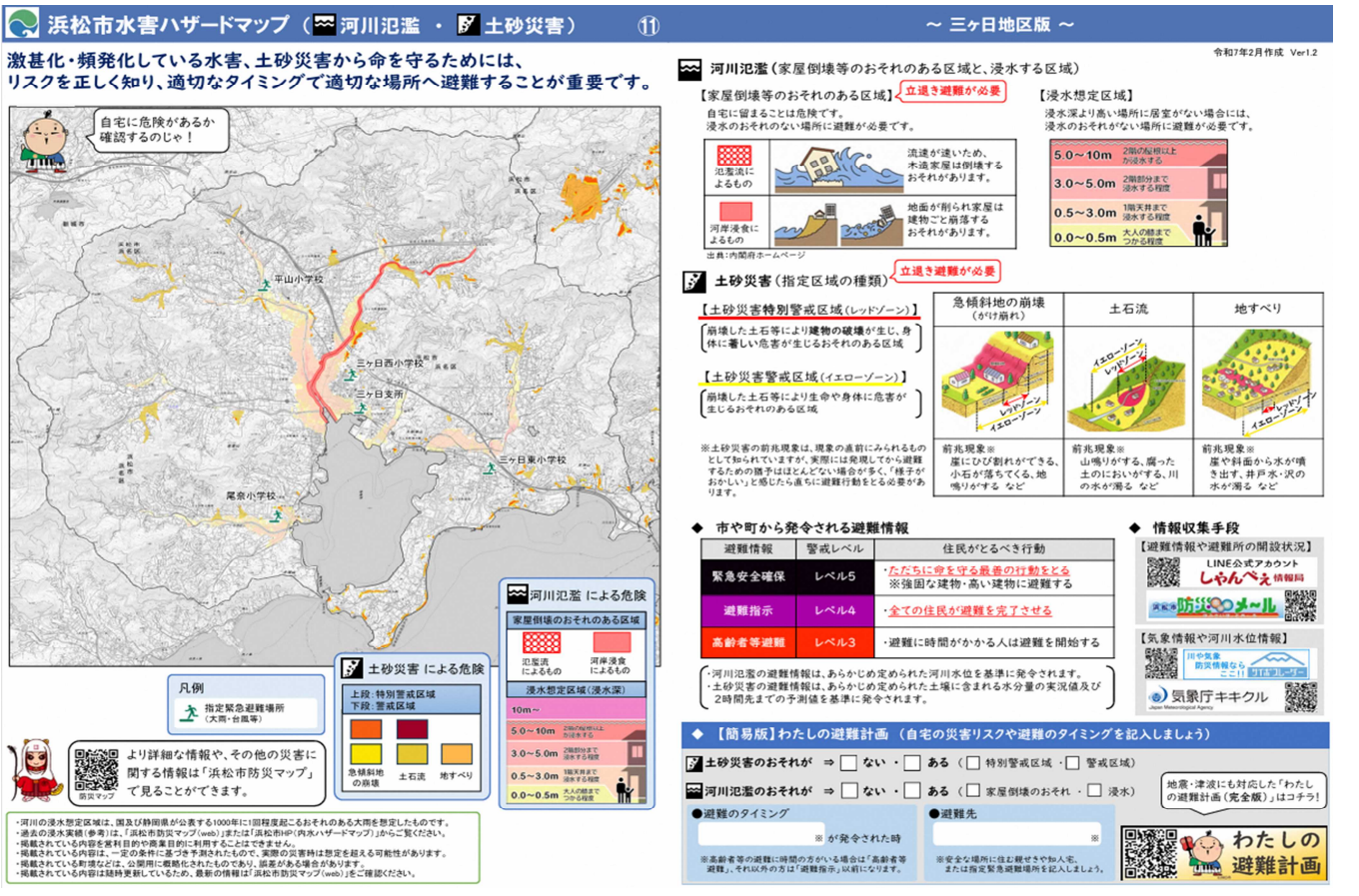
図表2：細江地区ハザードマップ（浜松市HPより）



図表 3：引佐地区ハザードマップ（浜松市HPより）



図表 4：三ヶ日地区ハザードマップ（浜松市HPより）



図表 5：地区別の地質の特徴

地区名	特徴
細江地区	・山地部の地盤は古い時代の岩石でつくられ、しっかりしているが、風雨にさらされもろく崩れやすくなった部分があり、大雨や地震時にがけ崩れや地すべりが発生するおそれがある ・都田川河口付近は標高 3m 未満の低い土地で軟弱地盤となっており、地震時には液状化するおそれがある
引佐地区	・河川沿いは砂や泥でつくられた軟弱地盤であり、地震時には液状化するおそれがある ・山地部は、地盤はしっかりしているが、風雨にさらされもろく崩れやすくなった部分があり、大雨や地震時に、がけ崩れや地すべりが発生するおそれがある
三ヶ日地区	・山地部は古生層の固い岩石からなる地盤だが、風雨にさらされてもろく崩れやすくなった部分があり、大雨や地震時にがけ崩れや地すべりが発生するおそれがある ・猪鼻湖周辺は砂泥質地盤で、軟弱な地盤となっており地震時には液状化するおそれがある

出典：浜松市北区版避難行動計画【詳細版】より

(地震：第 4 次地震被害想定)

静岡県第 4 次地震被害想定では、浜松市内でレベル 2 の震度 6 弱～7 の発生が想定されている。

(2) 域内の商工業者の状況

令和 8 年 3 月 31 日現在における商工業者数及び会員数は以下の通りである。

※定款会員 30 特別会員 193 商工会会員合計 1,124 組織率 52.8% (定款会員、特別会員は除く)

- ・商工業者数 : 1,705
- ・小規模事業者数 : 1,651
- ・商工会員数 : 901 (定款会員、特別会員は除く)

商工業者の 内訳	建設	製造	卸売	小売	飲食店	サービス	その他	計
商工業者	479	236	55	326	149	361	99	1,705
商工会員	335	88	22	152	87	153	64	901

(3) これまでの取組

【浜松市の取組】

①地域防災計画と国土強靱化地域計画の策定

昭和 36 年に施行された災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、昭和 38 年に「浜松市地域防災計画」を策定した。その後、都市化の進展に伴う状況の変化や市の機構改革等により計画を見直し、近年では、平成 17 年 7 月の 12 市町村の合併時に大幅な修正を行ったほか、平成 19 年 4 月の政令指定都市への移行時には区の防災体制についての記述を追加している。

浜松市地域防災計画では、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、国、県等の防災関係機関及びその他機関を通じて必要な体制を確立し、大規模災害に対処するための、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等、災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

一方、平成 25 年 12 月に国土強靱化基本法が施行され、同法第 13 条に定める地域計画として、平成 31 年 3 月に「浜松市国土強靱化地域計画」を策定している。市総合計画が目指す本市の将来像をふまえ、国土強靱化の観点から、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ「強靱な浜松」のまちをつくるための施策を、総合的・計画的に推進する指針として「浜松市国土強靱化計画」を策定している。

②沿岸域の津波対策

津波災害から市民の生命・財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことができる魅力あるまちづくりを目指すことを目的として、平成 26 年 4 月に「浜松市津波防災地域づくり推進計画」を策定した。推進計画では、「防ぐ対策」として、県との連携により本市沿岸域に 17.5km におよぶ防潮堤の整備が竣工（R2.3）し、馬込川河口部に水門整備を進めている。また、「逃げる対策」として、津波避難マウンド（3 基）・津波避難タワー（9 基）の整備や、民間建築物の津波避難ビルの指定を進めるなど、緊急避難場所の確保に努めている。このほか、津波による浸水が想定される地域を対象に、地区ごとの津波避難計画の策定支援に取り組んでいる。

③防災訓練の実施

・総合防災訓練

浜松市では、市、消防、警察、自衛隊、中部電力等の連絡員及び、静岡県総合防災訓練と連携した訓練を毎年 8 月下旬に実施している。

大規模地震が突然発災した想定で、発災直後の情報の収集・伝達、応急対策の検討に関して図上訓練を行い、災害時における災害対策本部の対応能力の維持・向上を図るとともに、活動上の問題及び課題について把握することを目的に実施している。

また、市民については、9 月 1 日の「防災の日」を含む 1 週間を「防災週間」と定め、防災訓練などを通じて、地域の防災体制の確立及び防災に関する意識・技術の向上を図る。

・地域防災訓練

昭和 58 年の日本海中部地震を契機に昭和 58 年から「地域防災訓練」が始まり、昭和 61 年からは 12 月第一日曜日を「地域防災の日」と定め、各地域の自主防災組織が中心となって、地域特性に応じた訓練を実施している。

・津波避難訓練

東日本大震災を契機に、平成 24 年から、毎年 3 月 11 日を含む 10 日間を「津波対策推進旬間」と定め、市内の沿岸地区で市民・自主防災組織が中心となり津波避難訓練を実施することにより、津波災害からの避難体制の構築、市民の防災意識の高揚を図ることを目的に実施している。

④防災に関する情報提供

ハザードマップをはじめとした各防災情報については、広報のほか、市のホームページにおいてポータルサイト「消防・防災」に関するインデックスを設けワンストップでの情報提供に取り組んでいる。提供しているコンテンツは次のとおりである。

○計画・資料

- ・地域防災計画 ・国土強靱化地域計画 ・国民保護計画 ほか
- ・浜松市防災マップ（ハザードマップ） ・区版避難行動計画

○知識・情報

- ・浜松市防災学習センター（はま防～家） ・浜松市防災アプリ ・同報無
- ・浜松市防災ホットメール（防災情報配信） ・緊急速報メール（災害発生情報）
- ・浜松市公式LINE（防災情報配信）

⑤災害備蓄品

浜松市では災害備蓄品として主に、非常食（アルファ化米）、飲料水、粉ミルク、トイレ（仮設トイレ、簡易トイレ、トイレ衛生袋）、毛布、感染症対策に必要なものを各避難所等に備蓄している。その他に、照明器具、給水用具、衛生用具等の防災資機材等を備えている。

【商工会の取組】

- ・静岡県中小企業診断士協会と連携し、BCP 策定に関する普及啓発に努め、個別相談会等を開催している。
- ・経営指導員を中心に、巡回指導時におけるリスクの周知、計画策定の重要性を説きながら、共済・保険加入の推進を励行している。
- ・感染症対策として、臨時窓口を設置し、各種給付金、補助金の説明や金融支援に加え、業種ごとのガイドラインの周知強化を図っている。

Ⅱ 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

当地域における小規模事業者の防災・減災対策への支援における課題は下記のとおりである。

①緊急時における市と当会との連携体制・被害情報報告ルートが整っていない

現状、緊急時における市と当会との連携体制・被害情報の報告ルートが確立されていないため、発災時・発災後におけるマニュアル策定や協力体制の重要性についての認識が必要である。

また、市を通じた連携体制において、近隣商工会ならびに商工会議所とも間接的に関わる必要がある。

②事業者BCPの策定が進んでいない

管内事業者のBCP策定についての小規模事業者の関心が低く、策定状況は低調である。市・商工会・商工会議所相互連携に加えて損害保険会社や、BCPの専門家などの関係機関も交え、取組強化を実現していく必要がある。

③策定支援のスキル習得不足

当会経営指導員等の事業所BCP策定に関する支援スキル習得が不足しており、損害保険会社やBCPに関する専門家との連携強化により、経営指導員等が専門知識を身につけ、的確な助言を行えるようにしていくことが必要である。

【対策】

- ① 実効性のある BCP 策定支援の強化 → 簡易版から実践型 BCP への移行支援
- ② 観光業を中心としたリスク対策の強化 → キャンセル対応、風評対策の支援
- ③ 浜松市との連携強化 → 当会と浜松市の関係部署で年 1 回以上の協議会を開催し、情報の共有化や災害

支援の方針決定や状況に応じた見直しをする。

④ 職員の支援能力向上 → 研修及び事例共有の実施

Ⅲ 目標

浜松市地域防災計画に基づき、大規模自然災害等の発生時には浜松市、奥浜名湖商工会、近隣商工会、商工会議所が一体となって経済活動の早期復旧に向け、下記目標を掲げ取り組む。

①地区内小規模事業者に対し災害のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する

- ・管内小規模事業者に対し、巡回時の説明や、専門家や損害保険会社等との連携によるBCPの勉強会やセミナーを開催し災害リスクへの啓発活動を実践すると同時に、ハザードマップを基に事前対策の必要性を周知し、事業者のBCP策定支援を強化する。
- ・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」を活用しながら、自然災害時のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や、保険会社と連携した個別相談会等を実施する。

○加入促進目標件数：年間20件

（業務災害総合保険、ビジネス総合保険、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他）

- ・発災後、速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。また、連絡体制を円滑に行うため、浜松市、商工会、商工会議所等との間における被害情報報告ルートを構築する。

②経営指導員等のBCP策定支援に関するスキルを向上させる。

- ・経営指導員等向けの研修会を開催しスキルアップを行うとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、事業者のBCP策定支援を強化する。

○BCP策定支援目標：年間2件（計画期間で10件）

③発災時に機動的な対応ができるための体制確立

計画策定後は訓練や浜松市と共同でブラッシュアップを定期的実施し、発災時に機動的な対応ができる体制を確立する。

④新しい働き方の仕組みづくりの構築

当会事務所が利用できなくなった場合に、テレワーク、会議や遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システムの活用等、代替手段の確立により業務停滞を最小限に留めるよう努めていく。

⑤感染症リスクに対応した相談体制

当会の本所支所の館内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年8月1日～令和13年7月31日）

II 事業継続力強化支援事業の内容

奥浜名湖商工会と浜松市の役割分担・体制を整理し、連携して下記事業を実施する。

（1）市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・通常業務を通じて小規模事業者のBCP策定状況や防災への取組状況についてヒアリングを実施し、その結果をデータ化し分析する。分析結果を把握し次年度の支援先の選定や効果的な支援メニューの見直しに活用する。

（2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・経営指導員等が巡回にて管内小規模事業者を訪問し、静岡県防災アプリやハザードマップチラシ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど防災への意識を高める。

あわせて、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報」が発表されるような大規模な地震の発生に備え、事業者へ情報の内容を説明し、発表時に備えた防災対応をあらかじめ計画に定めるよう取り組んでいく。

また、小規模事業者のリスク管理状況を確認できるヒアリングシート・リスクチェックシートを用いた簡易診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取り組みや対策を説明・提案する。

・事業者BCP策定の支援

小規模事業者に対し、事業者BCP策定による実効性のある取組みの推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、ハザードマップで被害が想定されているエリアを中心に、下記事業を行う。

BCP策定支援研修【経営指導員等対象】	経営指導員等が事業継続力強化計画及び事業者BCP策定支援ができるよう、スキルアップを行う。当会経営指導員等を対象とした研修として、内部研修のほか外部研修（静岡県商工会連合会主催経営指導員研修等）も活用する。内部研修の講師はBCPの専門家などへの協力依頼を検討する。
BCP策定セミナー【小規模事業者対象】	事業者に対し、ハザードマップに基づいたBCP対策、及び事業継続力強化計画策定の必要性を啓発する入門セミナーや、BCPの策定を支援するワークショップを開催する。あわせて、リスクファイナンス（共済・保険加入促進）による事前対策を行う。

（被害規模の目安と想定する対策の内容：判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する緊急対策の内容
大規模な被害がある	所管地域10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 所管地域1%程度の事業所で、「床上浸水、建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 被害が見込まれる地域において連絡が取れ	①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務 ③復興支援策を活用するための支援業務

	ない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない	
被害がある	所管地域の 1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 所管地域 0.1%程度の事業所で、「床上浸水、建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	目立った被害の情報ない。	特に行わない。

※連絡の取れない区域については、大規模な被害が発生しているものとする

(3) フォローアップ

- ・商工会職員による巡回相談を通じて、県・浜松市の最新情報を提供するとともにBCP計画等の取組実施状況の確認を行う。併せて変更すべき計画内容等についても確認する。
- ・当会を構成員とした会議を定期的開催、連携損害保険会社と共に状況確認や改善点等について協議する。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・ホームページ等で管内事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開し、地域全体の意識向上を図る。
- ・地域内サプライチェーンの核となる企業を特定し、優先的な支援体制を検討していくことで、地域全体の強靱化を図っていく。

(5) 関係団体等との連携

- ・専門家である連携損害保険会社による、会員事業者以外も対象とした普及啓発の活動を実施する。
- ・浜松市や連携損保会社への普及啓発の依頼、アンケート調査やセミナーの開催を実施していく。

(6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、浜松市と連携し連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・訓練では複数の連絡種類（無線、携帯電話、アプリ、SNS等）を用いた連絡に必要な複数の手段について通話可能となっているかなど、定期的な確認を実施する。

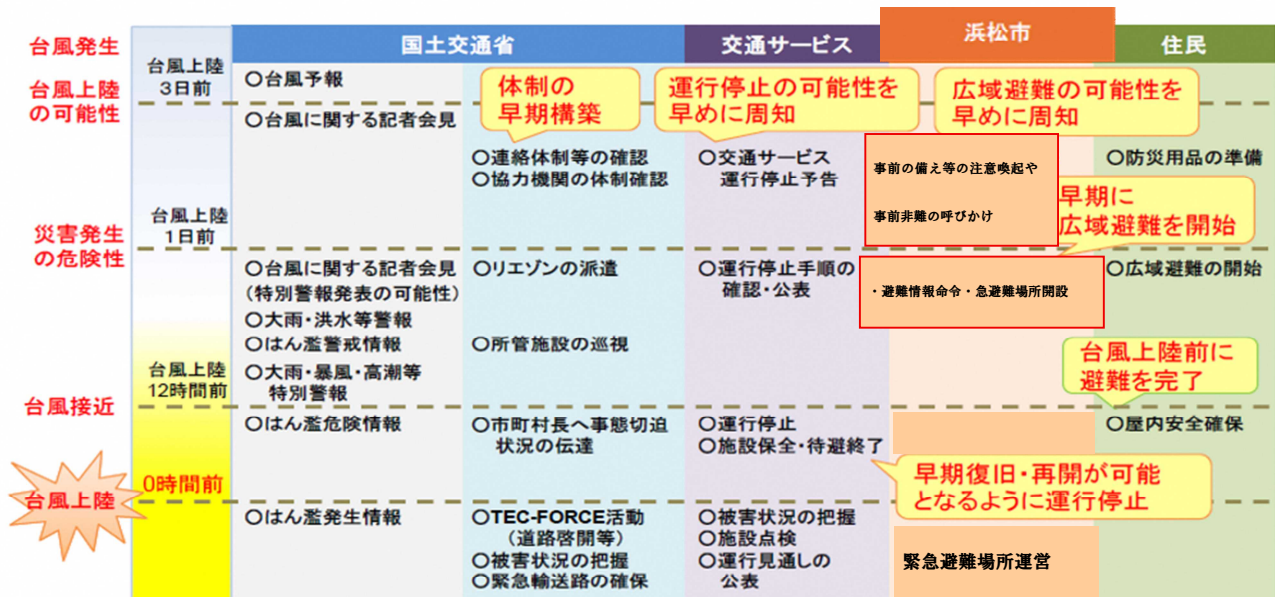
(7) 台風タイムライン（発生3日前）

台風などの風水害の予測可能なものはタイムラインのマネジメントを導入し、浜松市と連携しながら、災害の被害を最小限にマネジメントを進める。

商工会・会員事業者・職員の3つの区分に分けて、それぞれがやるべきことを時系列で可視化する。台風通過のタイミングから逆算し行動をタイムラインに表し、気象警報発表やはん濫危険情報に加え、会員企業のリスクに対する備えなどを伝える。鉄道や高速道路の計画停止を前提に早期に広域避難を行うとともに避難勧告・指示を出すなどの対応が可能となる。このように、タイムラインを策定しておくことでいつ・誰が・何をすることがわかり、災害時にも慌てず行動をとることができる。

災害対応のスケジュール表“タイムライン”

○タイムラインとは、災害が発生することを前提として、関係者が事前にとるべき行動を「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して時系列で整理したもの。



出典：国土交通省災害対応タイムライン表

商工会のタイムラインのイメージ（台風に限らず発生予想可能な災害はタイムラインで減災を目指す）

	商工会	会員事業者	浜松市	職員
3 日前	代替電源の確認 保険対象物品の確認	代替電源確保告知 保険対象物品の確認	連携体制の確認	防災用品の準備
1 日前	浸水時のための電気 系統図の確認	従業員の安否確認の 方法の確認を告知	避難情報発令	安否確認方法確認 広域避難の開始
発生 12 時間前	段階的に業務停止の 実施	段階的に業務停止	避難情報発令	屋内安全確保指示
発生 0 時間前			緊急避難場所運営 等	

※減災と復旧作業のリードタイムを短縮化することを目的としたタイムライン

【1. 発災後対策】

（1） 安否確認と安否情報の共有

平時より、奥浜名湖商工会職員の緊急連絡先（スマートフォン等携帯端末）をSNS等に登録し、災害発生時3時間以内に安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等を確認し共有する。

発災後は、浜松市と奥浜名湖商工会の2者間で、安否確認結果や、大まかな被害状況等を共有する。連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話・Eメールとする。

(2) 応急対策の実施可否の確認

安否確認や大まかな被害状況等を把握・共有した時点において、その被害規模に応じて浜松市と当会で実施する応急対策の方針を決定する。

感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合には、浜松市における感染対策本部設置に基づいて当会による感染症対策を行う。

(3) 応急対策の方針決定

浜松市と当会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。

期間	情報共有する内容	情報共有する間隔
被災直後	商工会職員の避難、会館の設備の緊急停止 商工会職員安否確認最優先と救助要請	直後実施
被災後3時間	商工会職員安否確認のしくみ（SNSなど） 会館の電源確保の確認 浜松市の災害対策本部の体制確認 会館の再起動可能な設備の起動 静岡県商工会連合会に現状の第一報報告	3時間以内に1回以上
被災後3日まで （初動3日が重要）	会員の安否確認最優先 会員事業所の電気、水道、道路のライフライン確認と業務再開の状況確認 ・撤去廃棄品の可否判断確認 ・業務再開の発生後のBCP計画策定 ・物流（入荷出荷）の計画確認	1日に2回実施、必要な場合は都度行う
被災後2週間以内	緊急相談窓口の準備と案内 被害調査の実施準備と案内	1日に2回実施、必要な場合は都度行う
1か月内	随時必要な情報	1日に1回
1か月超	随時必要な情報	2日に1回

【2. 発災時における指揮系統・連絡体制】

発災時に管内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため、被災地域で活動を行うことについての決定、被害の確認方法、被害額の算定方法についてあらかじめ確認しておく。

なお、情報共有の仕組みについては、浜松市と連携し共通システムを活用できるよう調整していく。

- (1) 当会と浜松市が共有した被害情報等は、県の指定する方法にて当会または浜松市より県に速やかに報告する。感染症流行の場合には国・県からの方針に基づき、当会と浜松市が共有した情報を当会又は浜松市より県へ速やかに報告する。

(2) 被害の確認方法、被害額の算定方法

・被害の確認方法

発災時の被害状況等については、理事役員と商工会職員が連携し管内の事業者や周辺に対し情報収集活動を実施する。

・被害額の算定方法

浜松市地域防災計画に基づき、商工会が主として被害額を把握するものは、「非住家被害」と「商工被害」の2つとする。

「非住家被害」とは、店舗・工場・事務所・作業場等の被害であり、建物付属設備についても対象とし、店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除外する。

「商工被害」とは、建物以外の事業に関する被害であり、具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車輛及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

・被害額の算定基準

被害額の算定については、中小企業庁の「中小企業 BCP 運用指針第2版」に準ずるものとする。

(3) 被害状況報告の内容

項目	内容
事業所名・事業者名	被害を受けた企業・事業所・事業者の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所・事業者の所在地
業種	建設業・小売業・サービス業などの業種名
被害状況	・建物の状況（全壊、半壊等） ・浸水の状況（床上、床下） ・機械設備の状況 ・電気確保の有無、水道確保の有無 ・製品、商品等の状況
被害額（千円）	
内訳	建物、機械設備、製品商品、その他

【3. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援】

- ・相談窓口の開設方法について、浜松市と相談する（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・職員が理事役員や各地区の青年部員や女性部員と連携して情報収集活動を展開し、管内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町等の施策）について、当会ホームページや SNS 等を活用して管内事業者等へ周知する。

【4. 地区内小規模事業者に対する復興支援】

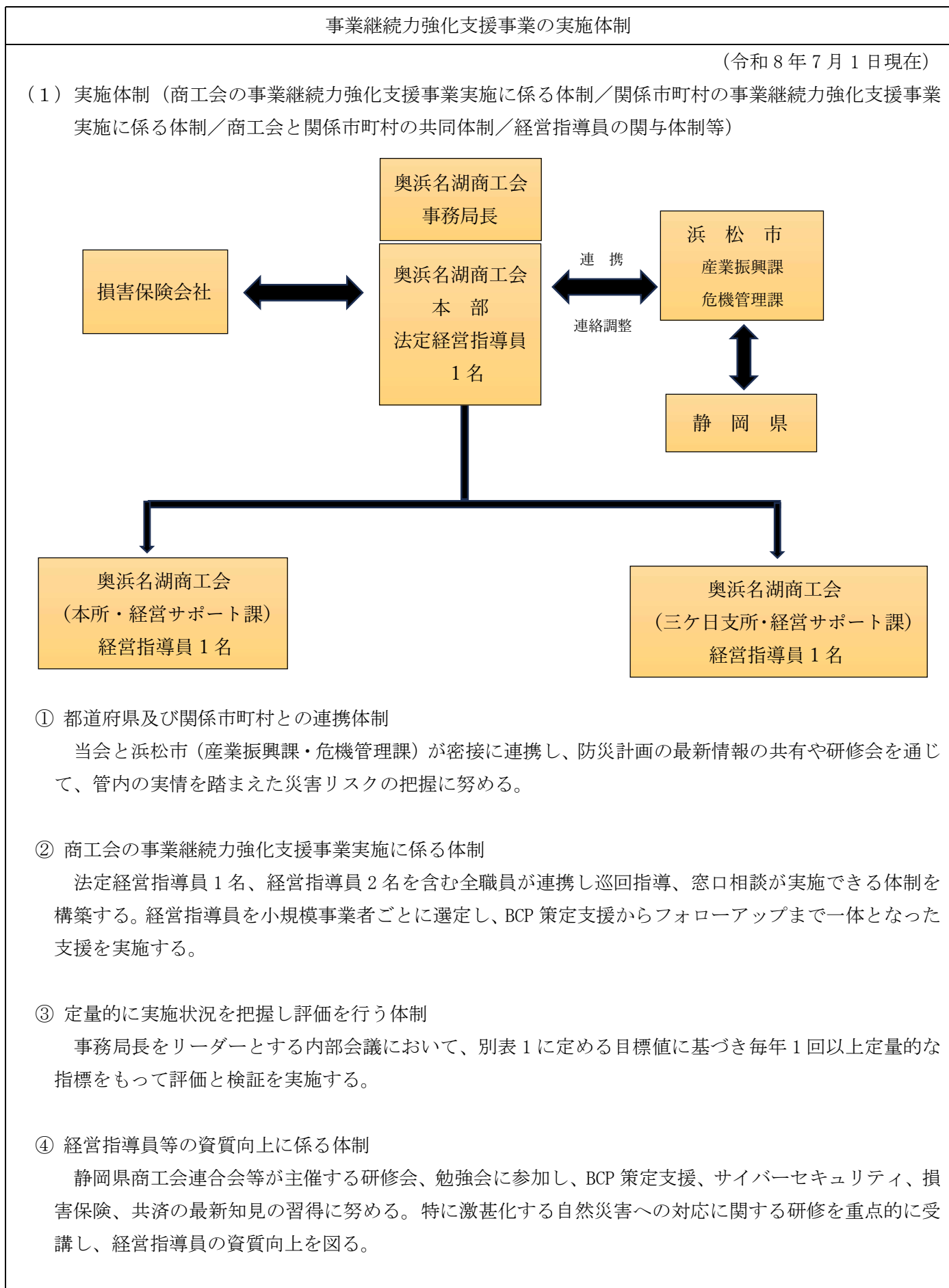
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合、県に速やかに報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先（連絡先：(3) ①参照）

経営指導員 伊藤 直輝

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

③ 当該経営指導員 伊藤直輝 は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会、関係市町連絡先

①商工会

㊦奥浜名湖商工会 本所 経営サポート課

〒431-1305 浜松市浜名区細江町気賀 595-1

TEL 053-523-0713 FAX 053-523-0988 e-mail: honsho@okuhamanako-skk.com

㊧奥浜名湖商工会 三ヶ日支所 経営サポート課

〒431-1414 浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日 500-21

TEL 053-524-1121 FAX 053-524-1171 e-mail: ms-1121@iris.dti.ne.jp

②関係市町

・浜松市産業部 産業振興課

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 浜松市役所本館 6 階

TEL 053-457-2281 FAX 050-3730-8899 e-mail: sangyosomu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

・浜松市危機管理監 危機管理課

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 浜松市役所本館 4 階南

TEL 053-457-2537 FAX 053-457-2530 e-mail: bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に連絡する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度
必要な資金の額	6 0 0	6 0 0	6 0 0	6 0 0	6 0 0
・ 専門家派遣費	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0
・ 会議費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
・ セミナー開催費	1 5 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0
・ パンフ等作製費	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
静岡県補助金、浜松市補助金、商工会自主財源（会費・手数料等）、伴走型補助金

(備考)

調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
株式会社 東京海上日動パートナーズ東海北陸 浜松支店 支店長 小島 直文 〒430-0936 浜松市中央区大工町 1 2 5 シャンソンビル浜松 3 階 TEL053-450-3960
連携して実施する事業の内容
① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ② 小規模事業者に対するアンケート調査の実施 ③ 小規模事業者に対する計画書作成、並びにリスクファイナンス導入支援
連携して事業を実施する者の役割
① パンフレット等の広報物提供・・・・・・・・災害リスク対策の普及啓発 ② アンケート調査の分析・・・・・・・・災害リスクに対する認識調査 ③ 専門家派遣・・・・・・・・事業継続計画書（BCP）の策定支援 上記の事業連携により、小規模事業者へのタイムリーな情報提供や事業者の意識変革、事業継続計画書（BCP）の策定が可能となり、早期の事業復興を支援することができる。
連携体制図等
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者に対するアンケート調査の実施 ③小規模事業者に対する BCP 作成 並びにリスクファイナンス導入支援